

令和 7 年第 2 回定例会陳情説明資料

- 1 陳情第 5 号 市のゴミステーションによる人権侵害再発防止を求める
陳情について P 3

陳情第5号 市のゴミステーションによる人権侵害再発防止を求める陳情

1 陳情の趣旨

- (1) 千葉市長は、市のごみステーション（以下、「ごみST」という。）による人権侵害の再発防止として「ごみステーション設置等届出書」（以下、「届出書」という。）について、隣接住人の同意を義務付ける規定を届出書に明記し、「紛争の自主解決」の規定を削除すること。
- (2) 千葉市長は、著しく悪質な人権被害を引き起こした轟町第一親睦会（以下、「親睦会」という。）に対し、厳重な人権侵害再発防止義務を課すこと。

2 現状・背景

(1) 本市におけるごみSTの設置及び管理

「千葉市一般廃棄物の適正排出に関する要綱」（以下、「要綱」という。）を制定し、家庭ごみの適正排出に関して必要な事項を定めている。家庭ごみの排出場所であるごみSTの位置は、利用しようとする住民等が協議のうえ本市に届出書を提出し、本市が収集可能と確認した場所としている。

ごみSTの管理は利用者が行い、設置や管理に関して住民間で紛争が生じた場合は利用者間で解決に向けた調整を行うものであり、要綱に基づく届出書には「紛争が生じた場合は、自主的に解決にあたる」を付記している。

(2) 判決の概要 ※「千葉地方裁判所 令和5年（ワ）第1851号 一般廃棄物排出差止請求事件」

- ア ごみSTは嫌忌施設であるが必置なものであり、美観等を損ねるといった理由だけで近隣住民の人格権に基づきごみの排出差し止めが認められるものではない。
- イ 悪臭やごみの飛散など継続的に被害を受けており、その被害が受忍限度を超えるものであった場合に限り差し止めが認められるべき。
- ウ 受忍限度を超えるかどうかの判断は、被害回復のための代替措置の有無やその難易、関係者間の公平性など総合して判断されるもの。

3 陳情に対する本市の考え方

(1) 届出書の改正について

- ・ごみSTは住民が生活していく上で必要不可欠なものであり、地域内のいずれかの場所に設置する必要がある。設置や移動に当たっては、隣接する住民を含む住民間で協議を行い各住民の意見が尊重され設置場所が決められている。
- ・協議の方法や設置場所の決定は、利用者である各町内自治会等に委ねられるものであり、陳情者が求める隣接住民の同意を義務付けることで、かえって自主的な解決を妨げる恐れがある。

＜同意を義務付けた場合に懸念される点＞

- ・ごみS Tの位置が輪番制で設置することをルール化としている地域において、一部の隣接者が不同意の場合、移動できなくなる（新設の場合も同様）。
- ・届出者及び同意者双方の手続き上の負担となり、特に同意者が遠方に居住している場合や長期不在の場合などは相当の負担となる。

- ・市環境事業所ではごみS Tに関する相談や意見を広く伺っており、自主的な解決に向けて適切な助言を行うなど本市として地域の実情に応じた丁寧な対応に努めていく。

以上のことなどから、本市として陳情者の求める届出書を改正することは考えていない。

（２）親睦会への対応について

- ・裁判所の判決では、３か月以内にごみS Tへの排出等の差し止めを命じており、親睦会から令和７年３月１４日に花見川・稲毛環境事業所に移動の届出書が提出され、既に移動先で収集が行われており、判決で認定した被害は解消されている。
- ・将来的に再度ごみS Tの移動が必要となる場合は、引き続き、要綱に基づき指導・助言など対応していく。なお、今後、他の町内自治会等からごみS Tに関する相談があった場合には、判決の概要なども情報提供して地域での自主的な解決に向けた助言などを行っていく。